

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第８条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和７年２月７日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ大街道店・不二家石巻大街道店
石巻市大街道北三丁目１番７号 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社 喜平治 代表取締役 小野寺 敏也
石巻市大街道北三丁目１番５号
- 3 市町村の意見の概要
 - (１) 環境保全上の意見について
 - ①騒音に関する事項
早朝及び夜間帯の来客車両、従業員車両並びに商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
 - ②振動に関する事項
振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
 - ③光害に関する事項
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。
 - ④その他の事項
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。
また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。
 - (２) 教育委員会の意見について
届出箇所は、主要道路が交差し、日頃から周辺の交通量は多い状況である。
近隣小中学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に

職員や保護者、交通指導隊等地域関係者が巡回するなどして実態を掴みながら、具体的に児童への指導を行っているところ、今回届出のあった施設の出店により、周辺道路の交通量の増加が予想され、特に下校中の児童の交通事故の発生が憂慮される。

このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を行うこと。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和7年2月7日から令和7年3月7日まで（ただし、閉庁日を除く。）